

国民年金

インフォメーション

Information

町民課 戸籍年金窓口係

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

～「社会保険料控除証明書」は年末調整・確定申告まで大切に保管を～



国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。申告できる金額は、平成24年の1年間（1月1日から12月31日まで）に納付した保険料の金額です。

この社会保険料控除を受けるためには、納めたことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年中に国民年金保険料を納付した方については、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から11月上旬または平成25年2月上旬に送付されます。年末調整や確定申告をされる時に必要ですので、大切に保管してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期

①11月上旬に送付される方

⇒平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方

②平成25年2月上旬に送付される方

⇒平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方

家族の分も納付した方は

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの社会保険料控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご家族あてに送られた「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も添付のうえ、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

これから納付した保険料はどうなるの？

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外でも、平成24年12月31日までの間に支払った保険料は平成24年分として申告できます。ただし申告の際には後から納付した分の「領収書」の添付が必要です。

また、過去に滞納や免除期間がある方も、平成24年12月31日までに保険料を支払えば所得控除を受けることが可能です。

問合せ先

控除証明書が届かない場合など、下記「控除証明書専用ダイヤル」または、帯広年金事務所 ☎0155（25）8113 へお問い合わせください。

『控除証明書専用ダイヤル』

0570（070）117（ナビダイヤル）

050または070から始まる電話でおかけになる場合は 03（6700）1130
<受付時間>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで受付

第2土曜日 午前9時30分～午後4時（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※「03（6700）1130」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

はっらっ元気

通信

お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
☎ 66-1311 FAX 66-1818

知っておこう!! 除雪サービスについて

前回までのあらすじ・・・心臓病を患っている夫と二人暮らしの花子さん。

花さんは、腕が上がらず窓を拭くことも大変になり、困ってかいご先生に相談しました。福祉課に申請すると、花さんの生活状況から「軽微な修繕」に「該当」することになり、無事に窓拭きの支援を受けられることになりました。



かいご先生



花子さん

かいご先生のおかげで、ずっとやりたくてもできなかった窓拭きをしてもらい、気持ちもスッキリしました。夫も心臓が弱くなって無理をさせられなくなっていたので助かりました。



窓拭きは大変な作業ですよ。サービスが受けられて良かったですね。



またかいご先生に相談したいことがあるんです。これから雪が降る時期になります。除雪を誰に頼んだらいいのか。夫にも頼れないし...



そうですね。家族の方で手伝ってくれる方はいますか？



子どもたちは遠方で町内に頼れる身内もいないです。近所の方で気にかけて手伝ってくれる人はいるのですが、毎回頼むのは申し訳なくて...



町では在宅高齢者の一人暮らしまたは高齢者夫婦の方で日常生活上の援助が必要な方を対象に除雪サービスを行っています。



どんな手続きが必要ですか？



まず福祉課に相談してみてください。花さんがどのような除雪を希望するかで紹介する事業所が変わってきます。町には社会福祉協議会やボランティア団体、民間業者があり、料金体系や除雪の範囲などが違います。



夫とも相談してから福祉課に行ってみます。



～次号へつづく～

～高齢者、障がい者地域福祉体制づくり検討プロジェクト開催～

10月31日（水）トリムセンターにおいて、「高齢者、障がい者が安心して暮らせる地域づくり」を目指すため、十勝総合振興局の協力の下、町民との意見交換会を行いました。1回目は、いきいきと元気に生活するための「居場所」や「住まい」をテーマにグループに分かれ町民自ら意見を出し合いました。話し合うことで課題を共有する場になったり、地域にあるものを上手に利用したり、地域にないものは作り上げるなどのアイデアが出されました。

今後も11月、12月の2回、意見交換会を行う予定です。

